

# 所 得 控 除 ①

所得控除とは、納税者に扶養親族がいる、各種保険料などの支払があるなど個人的事情を考慮して、納税者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くことになっているものです。

控 除 の 種 類	要 件	控 除 額													
雑 損 控 除	前年中に災害などにより資産に損失を受けた場合	災害による損害額＋災害関連支出額－保険金等で補てんされた金額＝A													
		$\left. \begin{array}{l} \text{①Aの金額} - (\text{総所得金額等} \times 10\%) \\ \text{②災害関連支出額} - 5\text{万円} \end{array} \right\} \text{①と②とのいずれか多い方の金額}$													
ど ち ら か 一 方 を 選 択	医療費控除 前年中に医療費を支払った場合	$\left[ \text{医療費の額} \right] - \left[ \text{保険金等で補てんされた金額} \right] - \left[ \text{総所得金額等} \times 5\% \text{ または } 10\text{万円のいずれか少ない方の金額} \right]$ (控除限度額200万円)													
	医療費控除の特例 セルフメディケーション税制 一定の取組(検診や予防接種等)を行い、特定一般用医薬品等を購入した場合	$\left[ \text{医薬品の購入額} \right] - \left[ \text{保険金等で補てんされた金額} \right] - \left[ 1\text{万2千円} \right]$ (控除限度額8万8千円) ※平成29年1月1日～平成33年12月31日までの支払い(平成30年度～平成34年度)に適用													
社会保険料控除	前年中に国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合	実際に支払った金額													
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金および心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	実際に支払った金額													
生 命 保 険 料 控 除	前年中に生命保険料や個人年金保険料を支払った場合	平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)													
		平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)													
		・旧生命保険料控除(控除限度額35,000円) ・旧個人年金保険料控除(控除限度額35,000円)													
		・新生命保険料控除(控除限度額28,000円) ・介護医療保険料控除(控除限度額28,000円)													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保険料支払額</th> <th style="width: 50%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料支払額	控除額	15,000円以下	支払った保険料全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円			
保険料支払額	控除額														
15,000円以下	支払った保険料全額														
15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円														
40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円														
70,001円以上	35,000円														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保険料支払額</th> <th style="width: 50%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料支払額	控除額	12,000円以下	支払った保険料全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円			
保険料支払額	控除額														
12,000円以下	支払った保険料全額														
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円														
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円														
56,001円以上	28,000円														
		旧契約と新契約の両方の保険契約に控除がある場合 ・生命・年金・介護それぞれ旧契約と新契約の合計額を控除額とする(上限は28,000円) ① ・各控除額①を合算した額を生命保険料控除額とする(上限は70,000円)													
地震保険料控除	前年中に地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">①地震保険料のみを支払った場合</th> <th style="width: 33%;">②旧長期損害保険料のみを支払った場合</th> <th style="width: 33%;">③両方を支払った場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払額の半分 (控除限度額25,000円)</td> <td>5,000円まで</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">①+② (控除限度額25,000円)</td> </tr> </tbody> </table> (注) ②の旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上のものについての保険料をいいます。	①地震保険料のみを支払った場合	②旧長期損害保険料のみを支払った場合	③両方を支払った場合	支払額の半分 (控除限度額25,000円)	5,000円まで	支払った保険料全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円	①+② (控除限度額25,000円)		
①地震保険料のみを支払った場合	②旧長期損害保険料のみを支払った場合	③両方を支払った場合													
支払額の半分 (控除限度額25,000円)	5,000円まで	支払った保険料全額													
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円													
	15,001円以上	10,000円													
①+② (控除限度額25,000円)															
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合	一人につき26万円(特別障害者は30万円)													
	同一生計配偶者または扶養親族が同居特別障害者の場合	一人につき53万円													
寡 婦 ・ 寡 夫 控 除	寡婦	次のいずれかの要件に該当する場合													
		①夫と死別して(または生死不明)その後婚姻していない人で ・扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいるとき ・扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子はいないが、前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき ②夫と離婚した後婚姻していない人で ・扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいるとき													
	寡夫	妻と死別(または生死不明)または離婚した後婚姻していない人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子有し、かつ、本人の合計所得金額が500万円以下の場合													
	寡婦のうち、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子がいる場合	30万円													
		26万円													
勤 労 学 生 控 除	前年の合計所得金額が65万円以下で、給与所得以外の所得金額が10万円以下の勤労学生	26万円													
扶 養 控 除	被扶養者の前年の合計所得が38万円以下の人	扶養親族が													
		① 年齢16歳未満(平成15年1月2日以降生)の場合 (年少扶養)	0万円												
		② 年齢16歳～18歳(平成12年1月2日生～平成15年1月1日生)の場合 (扶養控除)	33万円												
		③ 年齢19歳～22歳(平成8年1月2日生～平成12年1月1日生)の場合 (特定扶養控除)	45万円												
		④ 年齢23歳～69歳(昭和24年1月2日生～平成8年1月1日生)の場合 (扶養控除)	33万円												
		⑤ 年齢70歳以上(昭和24年1月1日以前生)の場合 (老人扶養控除)	38万円												
⑥ 年齢70歳以上の人で、同居している父母等の場合 (同居老親等扶養控除)	45万円														
基 礎 控 除	すべての納税義務者	33万円													